

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.076

処 分 名	低炭素建築物新築等計画変更認定
処 分 の 概 要	二酸化炭素の排出の抑制に資する計画に基づき建築され認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定を受けようとする者は、市建築課へ申請して、変更認定を受けることができます。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号） 第55条第1項
審 査 基 準	◎低炭素建築物新築等計画の変更認定は下記の基準に適合している場合に認定されます。 <p style="text-align: center;">記</p> <p>・国土交通省で定める軽微な変更を除く変更</p> <p>■国土交通省で定める軽微な変更 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 （低炭素建築物新築等計画の軽微な変更） 第44条 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更</li><li>2 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更の規定する軽微な変更であるものに限る。</li></ol>
標準処理期間	7日～30日
設定年月日	平成25年1月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/teitansonintei.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/teitansonintei.html</a>

■都市の低炭素化の促進に関する法律

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第五十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(国土交通省で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋